

尾道市土生公民館建設基本・実施設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1 業務名称 尾道市土生公民館建設基本・実施設計業務委託

2 計画施設概要

(1) 施設名称 尾道市土生公民館

(2) 敷地の場所 尾道市因島土生町字津部附1724番1ほか

(3) 施設用途 公民館

平成21年国土交通省告示第15号 別添二第十二号第1類とする。

(4) 計画範囲（事業範囲）

基本・実施設計業務

ア 主要事項

(ア) グラウンド、既設体育館を除く学校跡地全体を計画敷地とする。

(イ) 計画敷地内には、公民館建設を中心に、対象建物施設等の配置計画を含めた提案を行う。

イ 各施設等の条件

対象建物施設等	設計内容	構造・規模	備考
公民館 【駐車場、駐輪場、 通路等の敷地を含む。】	配置計画 建築設計	<ul style="list-style-type: none"> 敷地は3,000㎡未満とする。 建物床面積は900㎡程度の平屋、一棟とし、構造は提案による。 駐車場の駐車台数は30台程度とする。 駐輪場の台数は、20台程度とする。 外構等は提案による。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地及び建物配置、通路等を提案し、公民館の設計を行うこと。 設計には外構工事等を含める。
体育館【既設】 (計画公民館とは用途上可分とする。)		<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年3月築 階数 地上2階 構造 鉄骨造 建築面積 1,130.06㎡ 延床面積 1,257.99㎡ 準耐火構造 	<ul style="list-style-type: none"> 改修等は計画していない。ただし、公民館建設及び全体計画の中で法令上対応が必要な改修については、本業務に含む。 体育館敷地を含む敷地全体としての排水計画、外構計画、インフラ整備は、業務に含む。
3部合同消防器具庫 【別途工事】 (計画公民館とは用途上可分とする。)	配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 敷地は500㎡程度とする。 建設予定器具庫概要 1階100㎡、2階50㎡程度 駐車場、ホース洗い場及び干し場10×20m程度 	<ul style="list-style-type: none"> 3部合同消防器具庫建設を想定し、敷地配置等を提案する。 緊急時に3台の消防車両が円滑に出動できる車路の確保を行う。
フリースケート場 【別途工事】	配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 用地は400㎡程度を予定する。 	<ul style="list-style-type: none"> フリースケート場(15m×25m程度)建設を想定し、敷地配置等を提案する。
未活用地	配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 用地は一敷地、3,000㎡程度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 用地の配置を提案する。 将来的な活用に対応できる様区画・形状とする。

ウ 公民館建物の想定諸室（土足使用とする。）

名称	設置数	面積概要 (床面積)	想定用途	機能等
ホール	1	ホール 350㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な会議、研修 ・ダンス、舞踊等の踊り ・体操、卓球等の軽スポーツ活動 ・コーラス、音楽、歌謡等の音楽活動 ・その他講座教室等 ・公民館まつり ・敬老会 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模収容の部屋とする。 ・可動式間仕切りにより3分割(200㎡・100㎡・50㎡)で使用できる構造とする。 ・音楽、軽運動ができるよう防音等に配慮する。 ・可動式ステージ(縦2.4m×横9.6m)を設置した場合にステージ幕、ステージバックを設置できる設備を取り付ける。 ・可動式間仕切り、椅子、机、可動式ステージ、パネル等が収納できる倉庫を設置する。
	1	ホール倉庫 50㎡ 程度		
会議室	1	30㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・会議 ・講座、教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・机及び椅子を常設し、20人程度の収容人員とする。
交流室 地域ルーム	1	30㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・談話 ・会議 ・講座、教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンの機能を持ち、地域の人々が気軽に交流できる場所とする。
和室	1	50㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・茶道、書道、かるた、舞踊等の伝統文化教室等 ・会議等 	<ul style="list-style-type: none"> ・畳は18畳程度の広さとし、床の間、物入れ、水場及び踏込を設置する。 ・畳に茶道の炉を設置する。
調理実習室	1	80㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習 ・生花 ・絵画、陶芸等の創作活動 ・その他教室講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習ができる設備を設置する。 ・調理台及び流し台は6台配置する。
研修室兼 食育室	1	60㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・会議 ・教室、講座 ・食堂賄い室 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習室の隣室とし、可動式間仕切りを開放した場合一体利用できるようにする。
事務室	1	35㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員(3名)事務スペース等 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送設備、受付カウンターを設置する。
印刷室兼管理 用倉庫	1	20㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理用消耗品収納 ・備品収納 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品、管理用物品を収納する。 ・印刷機、複写機を設置する。
湯沸室	1	5㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・湯茶等給湯 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な給湯設備、流し台、収納棚等を設置する。
トイレ	1	40㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ ・女子トイレ ・多目的トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大便器はウォシュレット、多目的トイレはベビーベット・オストメイト対応機器を設置する。 ・非常用呼出し装置を設置する。
外部用倉庫	1	50㎡ 程度		<ul style="list-style-type: none"> ・テント等の地域の行事用備品を収納する。 ・内部、外部両方から利用できること。
玄関 ロビー 廊下 その他		提案による。		<ul style="list-style-type: none"> ・ロビーに休憩や簡単な打合わせができるよう応接セットを設置できるようスペースを確保する。

3 履行期間

公民館新築に係る設計

契約締結日の翌日～平成31年3月29日(金)(検査期間として10日間を見込むこと。)

※基本設計図書一式については、平成30年7月31日(火)までに提出すること。

※建築意匠図(チェック用)を平成30年12月25日(火)までに、建築構造図、電気設備図、機械設備図(各チェック用)を平成31年1月31日(木)までに提出すること。

※工事内訳書(チェック用)を平成31年2月28日(木)までに提出すること。

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の全体面積 計画敷地 約7,000㎡
(うち公民館敷地は3,000㎡未満)
- イ 用途地域及び地区の指定 都市計画区域内の近隣商業地域
(容積率200%、建ぺい率70%)
因島南部住宅地区地区計画
建築基準法第22条適用区域
景観計画区域

(2) 公民館施設の条件

- ア 延べ床面積 900㎡程度
- イ 主要構造 本設計業務受託者と協議の上決定する。
- ウ 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。
- (ア) 構造体 II類
- (イ) 建築非構造部材 B類
- (ウ) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

- ア 工事費
424,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)
- イ 建設工期
平成31年10月から平成32年10月まで 工期12か月程度
- ウ 関連業務及びスケジュール
(ア)地質調査業務(別途発注予定) 平成30年度上半期(予定)
(イ)未登記道路整理・里道水路等公用廃止・全体測量・地積更正・登記・敷地の分合筆等の
登記業務 平成30年7月完了予定
- エ 関連工事及びスケジュール
(ア)敷地周辺の市道改良工事
1工区 グランド西側 平成29年8月～平成30年2月
2工区 体育館北側 平成30年度(予定)

3工区 計画敷地西側 平成31年度(予定)

4工区 グランド西側 平成32年度(予定)

(i)校舎解体工事 平成30年度(予定)

(4) 設計方針(留意事項等)

- ・土生地区は、総合支所、学校、文化施設など多くの公共施設や土生港、路線バスなどの交通拠点が集まり、商店街のにぎわい施設もあることから、因島で中心的な役割を果たしてきた地域である。その中で、土生の歴史及び風土を踏まえた上で、地域の魅力を向上させることができる建物、住民が自然に集まる生涯学習施設を実現し、地域が活性化するための敷地活用及び建物デザインとすること。
- ・土生公民館は、地域の防災拠点として避難所施設に指定されており、安全安心なまちづくりを実現するため、大地震等の災害対応できる強度・設備を有すること。
- ・建築設計を行う土生公民館に加え、既存の体育館や別途建設する消防器具庫、フリースケート場、未活用地の配置計画にあたっては、全体での配置バランスを考慮の上、利活用しやすい区画及び形状とし、各施設の動線を含めた計画の提案を行うこと。
- ・計画内容により都市計画法第29条の申請が必要となる場合は、本業務に含むものとする。
- ・平成32年度末までに敷地全体の一体的な整備を行うため、関連事業との調整を行い、調整内容を本業務に反映し、設計を行うこと。
- ・既設体育館は別敷地であるが、公民館建設に伴い法令上必要な改修が発生した場合は、本業務に含むものとする。
- ・未活用地の設定にあたっては、一団の敷地とし、利活用しやすい形状及び配置とすること。以上の点を加え、内容を十分に理解し、方向性に沿った設計業務を行うこと。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(官庁営繕統一基準)(以下「共通仕様書」という。)」による。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計

- (ア) 建築(総合)基本設計に関する標準業務(外構・駐車場として想定される整備を含む。)
- (イ) 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- (ウ) 電気設備基本設計に関する標準業務((ア)と同様)
- (エ) 機械設備基本設計に関する標準業務((ア)と同様)

イ 実施設計

- (ア) 建築(総合)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。外構・駐車場として想定される整備を含む。)
- (イ) 建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)
- (ウ) 電気設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)(ア)と同様
- (エ) 機械設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)(ア)と同様

一般業務の内容には、委託業務の履行に当たり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む。)及び委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる各種の申請に用いる資料の作成や申請手続業務を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

ア 積算業務(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成)

- (ア) 建築積算
- (イ) 電気設備積算
- (ウ) 機械設備積算
- (エ) 外構整備等積算業務

イ 透視図(着色)作成業務

【種類(基本設計3カット、実施設計3カット)、判の大きさ(A3判)、枚数(各1枚)、額の有無(有)及び材質(アルミ製)、電子データ(提出)】

ウ スタディ模型の製作(敷地周辺を含む。)

【縮尺(1/200程度)、主要材料(提案による)、ケースの有無(有)、材質(提案による)】

エ 計画通知申請手続業務

オ 関係法令等に基づく各種申請手続又は届出業務

カ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務

キ 概略工事工程表の作成

ク テレビ電波障害調査(机上検討)

ケ 住民・議会説明等に必要資料の作成

- コ 外構整備等設計業務
- サ オフィスレイアウト業務（既存施設の家具備品等の調整も含む。）
- シ リサイクル計画書の作成（基本設計、実施設計の各段階において、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）
- ス その他当該設計業務に必要な業務（採用されたプロポーザル技術提案書をより具体化した資料の作成、各種補助申請資料の作成、議会説明資料等）、各種比較検討資料等について
※各種申請において申請手数料等を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

特別経費として次のものを見込んでいる。

- ・（一財）建築コスト管理システム研究所の営繕積算システムの内訳書数量入力システム L I T E の利用料

(4) 別途で行う業務委託内容

- ア 土生公民館建設に伴う用地・地形測量業務委託（平成 28 年度実施）
- イ 土生公民館建設敷地地質調査業務委託（平成 30 年度別途実施予定）
- ウ フリースケート場建設実施設計業務委託（平成 31 年度別途実施予定）
- エ 3 部合同消防器具庫建設実施設計業務委託（平成 31 年度別途実施予定）

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計付与条件及び適用基準等によって行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計付与条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計に当たっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

ア 共通

- 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- 官庁施設の環境保全性基準（最新版）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- 公共建築工事積算基準（最新版）
- 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- 広島県福祉のまちづくり条例（最新版）
- 建設副産物の手引き（最新版）

- 尾道市公共建築物等木材利用推進方針（最新版）
- 尾道市景観計画及び尾道市景観条例（最新版）
- 尾道市公共建築物等に係る景観形成指針（最新版）

イ 建築

- 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- 建築設計基準（最新版）
- 建築構造設計基準（最新版）
- 建築工事標準詳細図（最新版）
- 木造計画設計基準・同解説（最新版）
- 構内舗装・排水設計基準（最新版）

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

エ 設備

- 建築設備計画基準（最新版）
- 建築設備設計基準（最新版）
- 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
- 官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン（最新版）
- 建築設備設計計算書作成の手引き（最新版）

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

(3) 業務計画書（業務組織計画表）

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任（下請負）承諾願」に添付し、提出すること。

ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等

イ 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等

- ウ 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- エ 緊急連絡先

(4) 管理技術者の資格要件

尾道市土生公民館建設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領7.(1)による。

(5) 貸与資料等

- ア 既存設計図書等
 既存建築物設計図書一式
- イ 既存資料
 用地測量図（平成28年度実施）
 地質調査報告書（平成30年度別途実施予定）

(6) 打合せ及び記録

打合せは、次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(7) 段階的提出物及び提出時期

基本設計成果品 平成30年7月31日（火）まで

(8) 電子納品対象業務

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、調査職員の指示に基づき作成されたものを指す。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(9) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。

（※CADデータの提出は、必ずJW形式のデータとする。）

(10) 写真の著作権の権利等について

受注者は、写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ア 写真は、市が行う事務及び市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- イ 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。
 - (ア) 写真を公表すること。
 - (イ) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(11) 地元関係者等への説明、交渉等

受注者は、発注者が行う地元関係者・議会等への説明資料を作成する。

(12) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- ア 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- イ 設計施設と周辺の環境との調和
- ウ 使用上の利便性
- エ 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- オ 工事の安全性及び公衆災害の防止
- カ 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること。）
- キ 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること。）

(13) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積りを依頼する前には、市に見積依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。

また、工事内訳書は、(一財)建築コスト管理システム研究所の内訳作成システムによる内訳書ファイルを紙データと併せて提出すること。

(14) 協力業者（下請け業者）との契約について

協力業者（下請け業者）との契約に当っては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作及び透視図作成に限る。

(15) その他

- ア 測量図は貸与とするが、インフラ経路については現地調査したうえで、設計図面に反映すること。
- イ 公民館の事務用品・家具等のレイアウトの提案を行うこと（基本設計完了時までに行う。）。

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

種別	内容	部数等	摘要
建築（総合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）基本設計書 計画説明書 仕様計画概要書 仕上計画表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置計画図 平面及び動線計画図 断面計画図 立面計画図 矩計図 工事費概算書（コスト比較検討含む。） 仮設計画概要書 外構（駐車場等含む） 法令チェックリスト ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	5部程度	外構等含む。
建築（構造）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（構造）基本設計書 構造計画概要書及び仕様概要書 構造計画図 工事費概算書（コスト比較検討含む。） 工法比較検討書 ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	5部程度	
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備基本設計書 電気設備計画説明書 電気設備計画概要書 仕様概要書 工事費概算書（コスト比較検討含む。） 各種設備機器比較検討書 ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	5部程度	
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備基本設計書 機械設備計画説明書 機械設備計画概要書 仕様概要書 工事費概算書（コスト比較検討含む。） 	5部程度	

	各種設備機器比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの		
提出資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・各技術資料 ・各記録書 ・概略工事工程表 ・維持管理費概算書 ・透視図 ・電子成果品 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	<p style="text-align: center;">1部 1式 3カット 2部</p>	電子メディア提出

(注) : 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中
に含めることができる。

: 成果物は、調査職員の指示により製本とする。また、概要版を作成すること。

: 電子成果品の提出は、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

(2) 実施設計

種別	内容	部数等	摘要
建築（総合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 各伏図 平面詳細図 部分詳細図（断面含む。） 建具配置図 建具表 家具配置図 サイン計画図 外構図（駐車場等含む。） 雨水排水図 総合仮設計画図 	<p style="text-align: center;">1部</p> <p>適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜</p>	金額入り

	建築関係法令チェックリスト 什器類配置計画図 ・工事内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	適 宜 適 宜 1 部 1 部 1 部 1 部	
建築（構造）	・建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・構造計算書 ・各種比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	1 部 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 1 部 1 部	
電気設備	・電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 構内配電線路図 幹線設備図 電灯・コンセント設備図 照明器具設備図 動力設備図 雷保護設備図 静止形電源設備図 受変電設備図 自家発電設備図 構内通信線路図 構内交換設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 映像・音響設備図	1 部 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜	金額入り

	<p>インターホン（呼出）設備図 テレビ共同受信設備図 警報（火災報知等）設備図 情報通信設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	<p>適 宜 適 宜 適 宜 適 宜</p> <p>1 部 1 部 1 部 1 部</p>	
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 配管、ダクト系統図 屋外配管図 機器表 空調設備図 換気設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 浄化槽設備図 給湯設備図 消火設備図 ガス設備図 厨房設備図 計装設備 ・工事内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	<p>1 部</p> <p>適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜</p> <p>1 部 1 部 1 部 1 部</p>	金額入り
提出資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・各技術資料 ・各記録書 ・透視図 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書 (計画通知図書等) 	<p>3カット 必要部数</p>	電子メディア提出

	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー関係申請図書 ・概略工事工程表 ・電子成果品 ・設計図二つ折り製本 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 1部 1部 2部 A2製本2部 A3縮小製本3部 	
--	--	--	--

- (注) : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に入れることができる。
- : 成果物は調査職員の指示により製本とする。
 - : 工事内訳書の作成は、営繕積算システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。
 - : 図面データは必ずJWWデータにて提出すること。
 - : 電子成果品の提出は、ウィルス対策を実施した上で提出すること。